

被災者の皆様へ

令和6年1月15日
福井県警運転免許課

【運転免許証の経路更新についてのお知らせ】

福井県を経由して石川県の免許更新ができる場合があります。
手続きは以下のとおりです。

1 受付時間

午前の部 午前8時30分から午前9時10分までの間

午後の部 午後1時から午後1時40分までの間

※ 手続きに多少時間を要しますので、お早めにお越しください。

2 受付場所

福井県運転者教育センター(春江) 坂井市春江町針原58-10

奥越運転者教育センター 大野市南新在家32-1-4

丹南運転者教育センター 越前市余田町2-1-1

嶺南運転者教育センター 三方上中郡若狭町倉見1-51

3 手続き

(1) 要件

下記の要件に全て当てはまる方は、更新が出来ます。

- 今回の更新区分が優良運転者
- 誕生日がきていない
- 記載事項の変更がない
- 免許証の再交付が必要でない
- 眼鏡、補聴器以外の身体的障害等による条件が付いていない
- 前回の更新で更新切れの手続きを取っていない

(2) 用意するもの

- 運転免許証
- 更新通知のハガキ(紛失している場合はご相談ください)
- 更新手数料 石川県証紙で2,550円(石川県証紙)
※石川県の証紙は、北國銀行で取り扱いしています。
福井県内には福井市、坂井市春江町、越前市に支店がございます。
- 経路更新手数料 550円(現金、キャッシュレス決済が可能です)
- 証明写真1枚(縦3cm×横2.4cm)
申請前6ヶ月以内に撮影された、無帽・正面・上三分身、無背景のもの
(写真の裏には氏名・撮影年月日を記入してください。)
- 70歳未満の方は、優良運転者講習手数料500円
- 70歳以上の方は、高齢者講習修了証明書
- ※ 手続き前に免許証に関してのご相談を承っています

運転免許に関するお問い合わせ先

福井県運転者教育センター(春江)	0776-51-2820
奥越運転者教育センター	0779-66-7700
丹南運転者教育センター	0778-21-3613
嶺南運転者教育センター	0770-45-2121



【運転免許証の転入同時再交付についてのお知らせ】

転入と同時に再交付する場合は、転入の手続きを取ってから再交付の手続きを取ります。手続きには30分程度掛かりますが、混雑状況により30分以上お時間が掛かる場合がございますので、時間に余裕を持ってお越し下さい。

1 受付時間

午前の部 午前9時30分から午前11時00分までの間
午後の部 午後2時から午後3時30分までの間

2 受付場所

福井県運転者教育センター(春江)	坂井市春江町針原58-10
奥越運転者教育センター	大野市南新在家32-1-4
丹南運転者教育センター	越前市余田町2-1-1
嶺南運転者教育センター	三方上中郡若狭町倉見1-51

3 手続き

以下の書類をご用意ください。

○ 新しい福井県の住所を確認できる書類

新しい住所を確認できる書類とは次のような書類を指します。

・ 居住証明書

(家族、親戚、避難施設の責任者、ホテルの支配人等(以下「証明者」といいます。))による証明)

※居住証明書により住所を証明する場合は、証明者の身分証明書等の写し(運転免許証の写し、名刺等)が必要となります。

・ マイナンバーカード

・ 1月1日以降に発行された住民票

・ 1月1日以降に発行された公的機関又は公共機関からの郵便物

・ 健康保険証(住所が印刷されているもの)等

○ 証明写真1枚(縦3cm×横2.4cm)

申請前6ヶ月以内に撮影された、無帽・正面・上三分身、無背景(写真の裏には氏名・撮影年月日を記入してください。)

4 手数料

2,250円(キャッシュレス決済も可能です)

5 その他

居住証明書については、福井県警ホームページに様式が掲載されています。